

古記録にみえる武士の活動

— 『中右記』 永久二年条をもとに

染井 千佳

はじめに

平安時代から室町時代にかけて、京中の警備を担当していた機関は、検非違使である。時代が下るにつれて、検非違使の役割は衛府や弾上台など他の官職の権限を吸収し、規模も大きくなり、所属する官人にも清和源氏などの軍事貴族出身者が増えていった¹。本報告で取り上げたのは、藤原宗忠の日記『中右記』²より、藤原宗忠が検非違使別当に就任していた期間の記録である³。この時期は白河上皇による院政が行われており、後に「武者の世」の始まり⁴と言われる保元の乱（1156）の前段階に当たる。この時期に、貴族は武士をどのような存在として見ていたのだろうか。貴族と武士を対立する概念として捉える学説が否定されて久しいが、日常的に貴族が武士をどのように見ていたのかを、宗忠を例に把握していきたい。

1. 藤原宗忠と『中右記』

古記録を史料として使用する場合、作成者の職掌、出身といった社会的な位置などの背景知識が必要不可欠である。何故なら、古記録すなわち近代以前の日記⁵には公的な備忘録としての性格が強く、このことが逆に「残すべきでない事柄を書かない」という記録の取捨選択の態度に繋がるからである。

一例を挙げよう。宗忠と同時代の人物で、藤原摂関家氏長者であった藤原忠実の日記からの引用である。

（前略）如_レ此事無_レ極_ニ天下為_レ大事_一、被_レ問_ニ実否_一之後可_レ被_レ仰下_ニ、而只早可_レ仰下_ニ由有_レ御定_一、仍不_レ申_ニ左右_一也、凡今度大衆事不_レ力及_ニ事也、為_レ後代無_レ益、仍不_レ委記_ニ也。

（『殿曆』永久元年六月八日条）

これは後述する永久元年（1113＝天永四年七月改元）強訴に際して書かれた一文である。この時忠実が藤原氏の氏長者として、「如_レ此事」すなわち氏寺興福寺の強訴を制止する立場にあった。しかし、忠実が興福寺に「仰下」した長者宣の効力も無く、他の面でも忠実の制止は効力が無かったため、「不_レ力及_ニ事」との慨嘆を残す結果に終わってしまった。本来ならば、忠実はこの長者宣などについて詳細な記述を残すことが可能であっただろうが、史料下線部のように、「後世に役

の立たない」ので、詳細をあえて書かなかった。ここからは作成者が古記録を子々孫々への公開を前提とし、役に立たないと自己判断した出来事の詳細は書かない、という立場が伺える。その意識は、日記とは公的なこと（＝後世に残すべき儀式作法など）のみを書くという意識、それによって私的なこと（或いは失敗談）は古記録の記述から排除する、という近代以降の日記や文学的な仮名日記とは異なる意識を作ったと言える。そのことは古記録の史料的な価値を高める一因になったと言えるのだが、しかしそれが建前であることも、しばしば感情的な記述に遭遇することから伺える。先にあげた忠実の「為_レ後代無_レ益、仍不_レ委記_ニ也。」という文言もまた、忠実の私的な慨嘆なのである。この慨嘆は執筆した忠実のみに通用するものであることも重要である。この私的な慨嘆は、氏長者という立場であることから出ているのであり、同じ事件を日記に書いた藤原宗忠や源師時⁶とは、事件の捉え方が違っているのである。古記録中に見える感情的な記述には、物事に対する修飾語や、先に述べた私的な慨嘆などが含まれる。これらは全て、作成者自身の立場、性格と密接に関わらざるをえない文言であり、古記録の使用に作成者自身の背景知識が求められる所以なのである。

次に今回取り上げた藤原宗忠の背景について、簡潔に述べたい⁷。『中右記』の作成者である藤原宗忠は平安時代後期、白河院政期に活躍した貴族である。

書名は、中御門右大臣の日記であることに由来する。検非違使別当のほか、弁官局の右中弁などを勤めた実務官僚であり、故実家としても名を馳せた。今回この『中右記』を用いたのは、宗忠が検非違使別当であったこと、その時代の日記が、完全ではないが、まとまって残っていることからである。この間、宗忠は永久元年に延暦寺・興福寺の強訴事件に直面し、その時の対応を記した部分が現存している。また永久二年分は一月から十二月まで揃っており⁸、検非違使庁の活動が年間を通して明らかにされている⁹。

2. 武士の活動

平安時代後期には、軍事貴族と呼ばれる「兵の家」が成立していたと思われ、武士の家柄も限定され始め

ていた。これらのことを考慮し、本報告では i 軍事貴族の出身者 ii 武士団と呼びうる郎等を保持していた＝軍事力を有していたと思われる者を武士として扱うことにした。更に、検非違使の中で主に追捕を行った検非違使尉も対象とすると、『中右記』永久二年条に現れる武士は文末表の十六名である。

但し、表にあげた人物は、ほぼ全員が京都に勢力基盤を有しており¹⁰、地方の武士が欠けてしまっている。院政期では、地方の武士反抗する地方武士が海賊とみなされた事例が指摘され¹¹、また国衙における在庁官人の武士化が指摘されている¹²。本来ならば彼らも武士として把握すべきなのであるが、古記録の作成者の居住地と彼らの活動地域の距離から、あまり古記録に登場しない。また、現存する史料から確かな身元を明らかにすることが非常に困難であり、不確実な点が多いため、今回は保留してある。

次に史料に即して、古記録に見える武士のあり方を①本主②追捕③強訴④その他に分類して考察する。

① 本主 — 主従関係のあり方

まず、二月に起きた強盗の逮捕についての史料を引用する。

行重来云、強盜左伊藤太擲取也、早且可_レ将来_レ由仰了、
 『中右記』二月十二日条¹³
 巳時許参院、以_レ盛道_レ奏事、盛良昨日進_レ強盜一人、是才藤太也、其次申上云、被_レ止_レ使庁貢_レ可_レ進_レ残輩_レ事、仰云、然者止_レ責可_レ進_レ残輩_レ之由可_レ仰也、又件男申云、検非違使有貞郎等同意由所_レ稱申_レ也、仰云、慥可_レ尋_レ召、
 (同二月十四日条)

十二日に、検非違使別当宗忠の許に検非違使志大江行重がやって来て、強盗の左伊(才)藤太を捕らえたことを伝えた。才藤太は十四日、検非違使伴有貞の郎党が強盗に同意していたと言う。伴有貞の素性は、伴氏出身であること以外、詳しい素性は不明であるが、三月に川海賊を捕らえている点¹⁴を考慮すると、そういった暴力沙汰に対応できる勢力を有しており、ある程度の武力を保持していたと考えられる。さて事件の七日後、有貞の従者が検非違使庁に連れてこられた。

行重来云、有貞従者仁柴召進者、資清共令_レ内問_レ之次承伏、是強盜同心者也、仍給_レ右獄_レ了、
 (同月二日条)

仁柴の素性は明らかではなく、何故有貞に仕え、どのような身分と役目を持っていたのかは不明であるが、この日、才藤太の共犯として捕らえられ、獄に下された¹⁵。後に被害者の供述が誤りであり冤罪であったこ

とが判明して釈放されるが、その後の消息は不明である¹⁶。着目したいのは、有貞が従者仁柴の事件に関して、何ら宗忠から非難された形跡がない点である。唯一、四月九日条に「有貞来。所_レ申甚奇恠也」との文言が見られるが、前後の記事からは、有貞が何に対して「甚奇恠」な事を言ったのかが明らかでない。また、前述の川海賊逮捕も仁柴が逮捕された後の出来事であり、他の点でも以前同様に勤務している。この事件では、従者仁柴の罪が本主有貞の職務や評価に悪影響を与えること、本主が従者の罪に連座するような形跡が見られないことを指摘できる。

では逆に、検非違使に郎党を引き渡さない場合はどう書かれるのか。同年、河内源氏の源為義が、自分の郎党¹⁷を庇う姿勢を二度見せた。最初の事件は五月四日条に記される。河原で、検非違使左衛門尉源行通の郎党が殺害された。その犯人について九日、源重時が宗忠に次のように伝えた。

重時来云、行遠郎等奏院之处、慥有_レ証人_レ、可_レ召_レ為義_レ、早下_レ知件旨_レ了、
 (同年五月九日条)

犯人は源為義の郎党であり、そこに逃げ込んだのである。この知らせを受けて翌日、宗忠から為義に犯人引渡しを求めるがなされた。なお、検非違使は独自に犯人を捕らえるのではなく、貴族の家人の場合でも、犯人が誰かに仕えていた場合、その人物を通じて犯人を受け取る方法を取る。ここでもまた、為義を通じて犯人を逮捕しようという動きがある。その後、為義は事件の担当である重時を通じて次のように述べた。

重時来云、召_レ為義_レ之处、返事云、件男有_レ本主_レ、早可_レ尋_レ召_レ也、於為義許者不_レ候、猶慥有_レ証人_レ可_レ進_レ之由仰了、
 (同月十日条)

犯人が為義の許に逃げ込んだという確かな証言があるのだが、為義は犯人に「本主」がおり、自分の許にはいないと返答したのである。翌日には再び、為義宅に犯人が逃げ込んだことが強調される。

巳時許還_レ御大炊殿_レ、依_レ召_レ参御前_レ、行遠従者被_レ殺害_レ事、件犯人見_レ入_レ為義宅_レ、又季則従者ニ、仰云、可_レ令_レ責_レ為義季則等_レ、則可_レ責_レ仰_レ重時_レ了、
 (同月十一日条)

このような度重なる追求を受けたが、為義は十五日まで犯人を庇った。十五日条に「重時及_レ深更_レ将_レ一_レ来犯人_レ、此日者所_レ召_レ為義_レ之行遠従者殺害犯人也」とあり、ここで為義の許から犯人が捕らえられたとわかるのである。更に同時期、為義は同じく源重時の郎党を、自分の郎党であるかのように庇うことになる。こちらは名前が判明していて、公政¹⁸という。行遠郎

党殺害と同時期であり、かつ検非違使の担当が同じく重時であるため、やや混同しがちであるが、公政が起こしたのは殺傷事件ではなく盗難か横領に当たる事件である。

重時郎等負_一数多物_一籠_一為義許_一、依_一訴申_一院、度
度雖_レ召_一為義_一、寄_一事於左右_一、干_レ今不_レ進、慥
以_一検非違使_一可_一召取_一者、(同月十六日条)
資清帰来云、仰_一為義_一之処、件公政候_一安房国本
主許_一也、二箇度遣_レ召了、未_レ申_一返事_一也者(中
略)巳時許参院、付_一近江守奏事_一、為義申云、件
公政在_一安房国_一、二箇度遣_レ召了、未_一罷上_一、但
本主季則也、(同月十七日条)

この事件では、安房の「本主」の具体名が挙がっている。姓は不明だが、季則という人物で、前掲十一日条にも名が見える。この事件では本来源重時の従者であった公政が「負_一数多物_一」て為義の許に駆け込み、それを為義が庇ったことによる。現実には公政がどこにいたのか¹⁹、季則との関係も不明である。公政が実際に重時の許に引き渡されるのは九月である²⁰。

この二つの事件で為義が取った行動には、源義家の不遇や義親追捕といった相次ぐ内紛によって不遇であった為義による勢力拡大構想であるとの見方が先行研究であげられている²¹。本論で着目したいのは、これらの活動に対して、宗忠の批判が見えない点と、本主を介して結合する武士団のあり方である。

有貞の行動について、宗忠は前述のように「甚奇恠」という対象の判らない意見を書き残したにとどまり、また為義の行動についても、事務的な記録を残しているに過ぎない。1章でも述べたように、貴族の日記に感情的な表現が少ないことが大きく影響していると思われる、批判が見えないことが為義の行動が黙認されていたか、或いはまた特に書き残す必要が無いような自然な態度であったかは判断出来ない。

また、本主の許にいるとの言い回しから推測出来るのは、緩やかで階層的な主従関係である。宗忠には為義と郎等のみの関係と認識されていても、内部では本主という中間層が存在している。しかしその結合は、他の介入を許さないような強固なものではない。本主の許にいても、更に上の権威（ここでは為義）の命令で彼らは出頭させられ、検非違使という公権力の介入を受ける、緩やかな関係である。有貞は仁柴を庇わなかったが、為義は、結果的には引き渡すことになるが、公権力の介入を拒む姿勢を見せており、強力で排他的な集団を目指していたように思う。但しここに武士の主従関係の萌芽形態を指摘するには、まだ検討の必要があり、現段階では状況を推測するととどめ、今後の

課題とする²²。

② 追捕 —— 平忠盛(史料4)

繰り返しになるが、永久二年は日記作成者である藤原宗忠が検非違使別当であったため、検非違使に関する詳細な記事が残っており、検非違使の活動を詳細に知ることが出来る。ここで取り上げる追捕は、検非違使の活動の中でもしばしば見られる事件である。①で述べた事件は、武士の主従関係のあり方を示すと同時に、追捕する側に立つ検非違使についても述べているものである²³。例として、伊勢平氏の活動を取り上げる。

又申云、正盛所_一召進_一之海賊九人事、仰云、聞食
了、(三月九日条)
有良来将_一来_一下_一部_一、是忠盛所_一進者、依_一打_一
石田散所下人_一給_一右獄_一、(同月二十七日条)

前者は平正盛による海賊の追捕、後者は正盛の子忠盛による石田散所下人の逮捕の記事である。海賊の追捕については1章で述べたが²⁴、ここでの宗忠の既述は極めて簡単であり、追捕された側の海賊についての情報は正盛に追捕されたことのみである。ついで忠盛の事件であるが、四月十一日には捉えた下下部を釈放するように命令が下されている。そちらの記事も簡潔なものである。他に九月から十月にかけて、捕らえた鎮西強盗を家に置いているとの疑いが正盛にかけられたが、宗忠は批判を書き残していない²⁵。

検非違使の職掌として、追捕の他に捉えた犯罪者の裁判関係の記事も多いが、いずれも記述が簡潔であり、犯罪を行った側にも、取り締まる側にも、宗忠が何かしら意見を書いた記事は見えない。このことは、繰り返して述べている古記録の機能にもよるが、少なくとも検非違使である武士に対しては否定的な考えが薄かったのではないかと、と思われる。無論宗忠自身が検非違使別当であることも否定的な意見を持たない理由であろうが、検非違使は国家に統制された武力であり、貴族社会の中に位置しているものである。極端な言い回しになるが、宗忠にとって、検非違使に属する武士は決して異質な存在ではなかったのではないだろうか。

ここで、宗忠がもともと日記に私的な感想や批判を書くことが無い人物なのではないか、との反論があるだろう。結論から述べると、宗忠は日記に多くの批判記事を書いた。時には当時絶大な権力を得ていた白河院への批判もあり、武力が重視される事件においても批判を書いている。永久二年の記事ではないが、同じく宗忠が検非違使別当であった永久元年に起きた強訴事件がそうである。次に、永久元年強訴とその書かれ方について考察する。

③ 強訴対策 —— 永久元年の強訴をめぐる視線

まず、永久元年強訴の背景について概観する。閏三月十九日から二十二日にかけて、清水寺から、興福寺大衆が上洛したとの知らせが京都の貴族にもたらされた。清水寺の別当に延暦寺系の僧を就任させたためである。興福寺側は「南都路地人物多損亡云々」²⁶と書かれるような破壊活動を行いながら上洛、二十九日夜には院御所を取り囲んだという。この非常事態に際して、防御のために武士が起用された。事態が切迫したため、「武士済々」が陣を張って夜通し警固に当たった²⁷。『殿曆』『中右記』は四月三日条から、強訴への批判・慨嘆が見えるようになる。六日に興福寺側から三つの要求がなされ、翌日には興福寺所司等が来、「藤氏公卿皆可_レ用意_二者」と伝えた。八日には合戦の噂が流れ²⁸、十三日には「公家実無_レ術御座敷」と嘆いたが、十五日には騒動の鎮圧を祈り七社奉幣が行われ、翌日忠実が家司藤原惟信を興福寺に遣わし説得を試みた。しかし長者宣²⁹に効果はなく、合戦が避けられないとの認識が広まると³⁰、京中には武士が集められた。その時に集められた武士の中に「僻事」を言う者がおり、宗忠がこれを書き留めて「大略嗚呼事敷」と嘆いている³¹。宗忠が武士に対してのみ慨嘆を記したのは、この記事位である。二十四日、院方は南都上洛の風聞を受けて、軍兵を宇治に遣わし、更に西坂下に延暦寺に対抗させる為に同等の兵士を置いた³²。そして二十九日、興福寺側と警備の平正盛・平忠盛・源重時らが衝突し、合戦となった³³。煩雑になったが、以上が永久元年強訴の顛末である。この強訴事件に関しては、藤原忠実の『殿曆』、藤原宗忠『中右記』、源師時『長秋記』が残っているが、宗忠が強訴を評価した記述は検非違使別当という立場、院と忠実の間をしばしば往復していた、という状態を反映してか特に多い。次に掲げる史料はその端的なものである。

武士丹後守正盛以下、天下武者源氏平氏輩、皆為_レ禦_二南京大衆_一、所_レ遣_二宇治一坂辺_一也、此中検非違使正盛、重時、忠盛行向也、遂以_レ合戦_一、射_二殺数千人_一畢、是依_二群議_一院所_レ指遣_二也、但検非違使者可_レ被_レ仰_二別当_一也、而今度不_レ被_レ仰_二別当_一、頗不_レ得心_一、被_レ射_二殺興福寺大衆_一了、予不_レ仰下_一、何事之有哉、如_レ此時不_レ加_二一言_一、只中_レ心慎許也、又遣_二出羽守光国並大夫尉盛重_一於_二山西坂下_一、被_レ止_二山大衆下向_一也、雖然皆以下向也、開關以来未_レ有_レ如_レ此、更如_二將門乱逆_一者、偏依_レ可_レ被_二追討_一、強非_二大事_一敷、於_二今度_一者天台、法相一時欲_二滅亡_一、天下之嘆、誠入_二骨肉_一者敷、京都山寺皆以騒動、世間存亡、只一時程敷、可_レ

悲嘆云々、

（『中右記』永久元年四月三十日条）

検非違使関係の記事と比べると、宗忠の慨嘆、そして批判は非常に多い。だが、それは「天下武者源氏平氏輩」と称された武士に対しての批判ではなく、強訴を起こした寺社側への非難である。この点を②の考察と比較して推測すると、宗忠の批判は貴族社会の内側にある武力すなわち検非違使には受容するが、対立する強訴は非難している。例え為義のような行いでも、貴族社会を乱すほどのものとは思われていなかったために批判の対象にならなかったのではないか。しかしこの点は、当時の貴族社会の治安や情勢を考慮し、貴族社会と武士のあり方に相違があったのかを検証した上で考察すべきである。

④ その他

宗忠はこの年の一月末から、伊勢神宮に勅使として参拝するために現地に赴くことになった³⁴。宗忠は準備にあたって、経験者である叔父・宗通に伊勢使について尋ね、次のような返答を受けた。

被_レ談云、只以_二信心_一可_レ為_二先也_一、路次国々儲、近代全不_レ叶、就_二中伊勢国内儲_一、国力凡不_レ叶、仍只語_二私所領人々_一令_二供給_一也、又共人不_レ可_レ及_二数多_一、凡以人数少是賢説也、但武者必所_レ相具_二也者、

（『中右記』同年一月十五日条）

信心を第一にすることは伊勢神宮に参拝するにあたっての心構えである。注目すべきは、道中の儲（準備）を伊勢国の公的な援助に頼らず「私所領人々」に頼ること、行列には必ず武者を連れて行くこと、の二点である。後者については時代が下るものの、『朝野群載』に国司の心得として武者の引率を説いている³⁵。この時、宗忠は検非違使を率いて伊勢に向かった。そして前者の「私所領人々」として登場するのが平正盛である。

戌剋着_二関駅_一、備前守正盛送_二儲也、

（同年二月五日条）

ここでの平正盛は、武力ではなく財力が注目されている。平正盛は院近臣として活躍しており、息子の忠盛もまた院政期に活躍した武士である。この記事からは、武力を行使する側面よりも、院近臣・受領層としての経済的な力が宗忠に認められ、古記録に書き残されたものだと判断できよう。

おわりに —— 今後の展望

以上、藤原宗忠が検非違使別当であった永久元年を中心とした『中右記』を素材に、古記録の特質及び武士の古記録への書かれ方を考察した。院政期において、

貴族は「後世への伝達」を前提に古記録を書くが、批判的な筆致も少なくはない。また武士については、検非違使の活動を通して、緩やかで階層的な主従関係の片鱗を窺うことが出来る。更に、検非違使などのように武力を用いての活動のみではなく、院近臣・受領としての側面もまた見出すことが出来た。だが対象を武士に限定した時、批判的な記事はそう多くない。逆に強訴のように、統制力の利かない武力に対して批判記事や慨嘆が多くなる。このことは貴族社会における意識を知る糸口になるかと思われるが、古記録には個人の立場が色濃く出るので、一般化には慎重な態度を要する。

今後は貴族社会において武士がどのように見られていたかを、主従関係を軸に考察していきたい。なお、報告に際して説話などの分析も有効ではないかとの御意見をいただいた。古記録は個々の貴族によって記述が左右される面があるが、説話はより広い社会における意識を考察する材料になると思う。併せて今後の課題としたい。

注

- 『平安時代史辞典』森田悌氏執筆「検非違使」。
- 以下、『中右記』の記述は増補史料大成（臨川書店）を使用した。
- 宗忠の就任は五十二歳・権中納言だった天永四年三月三十日。永久四年五月五日には、後任の藤原忠教が就任している。
- 『愚管抄』巻四。
- 藤原師輔『九条右丞相遺戒』には次のような訓戒がある。「夙興照鏡、先窺形体変。次見曆書、可知日之吉凶。年中行事、略注付件曆、毎日視之次先知其事、兼以用意。又昨日公事、若私不得止事等、為備忽忘、又聊可注付件曆。但其中要枢公事、及君父所在事等、別以記之可備後鑑。」備忘に備え、前日の出来事を翌日の朝に書くという作法は、古代貴族社会において広く共有された考えであると思われる。
- 『長秋記』作成者。嘉承二年（1107）以来、皇后宮権亮・太皇太后宮権大夫として令子内親王に仕えた。
- 戸田芳実『中右記一躍動する院政時代の群像一』そして、1979 に詳しい。
- 一月は別記がある。
- 先行研究では、前田禎彦氏による検非違使庁の研究（「検非違使別当と使庁」〈史林 82-1〉1999。など）のほか、前掲戸田氏が永久二年条の分析を行っている。
- 元木泰雄「京武者」（同『武士の誕生』吉川弘文館、一九九四）、伊藤留美「11～12世紀における武士の存在形態」（〈古代文化〉56-8・9、2004）。
- 『長秋記』保延一年八月十九日条。竹内理三『武士の登場』（日本の歴史6）中央公論社、1965 初版、2004 改版。高橋

- 昌明「正盛・忠盛と白河院政」（同『増補改訂 清盛以前』文理閣、2004）一三七頁。忠盛による海賊追捕は大治四年の例もあるが、こちらは海賊の存在自体が、両氏によって疑問視されている。
- 石井進「中世成り期の軍制」（同『鎌倉武士の実像』平凡社ライブラリー、2002）。
 - 以下、特に注記しないかぎり史料の出典は全て『中右記』永久二年条。
 - 『中右記』同年三月三十日条。
 - なお「内問」とは拷問を伴う尋問を指す。前掲前田氏論文 15 頁。
 - 『中右記』同年七月十六日及び十八日条。
 - 後述するが、一人は別人の郎党であった。また事件の経過は戸田氏前掲 233 頁以下に詳しい。
 - 「公正」と書かれることがある。なお野口実氏は公政の保護を為義による武士団の組織化の一環として捉え、「為義にとって、公政は太平洋水運に関わる重要な存在だったのだろう。」と述べている。（野口実「豪族的武士団の成立」（元木泰雄編『日本の時代史 7 院政の展開と内乱』吉川弘文館、2002）112 頁。
 - 七月十八日条に「件男従二伊豆一已参洛也」とあり、安房ではなく伊豆からの上洛という認識がされている。
 - 九月四日条に「早旦重時可レ追一二捕俊儀法師一由仰了、又公正所レ給也」と宗忠は書き残している。
 - 前掲戸田氏論文、及び野口氏論文。なお、為義による他の武士団の郎等化については米谷豊之祐「源為義 其の家人・郎従の結集・把持」（大阪産業大学論集人文科学編三八）1974。また八月に為義は源義国と家綱という人物の帰属を巡って争っている。この場合も宗忠が批判記事を残していない。
 - なお北京外国語大学での発表レジュメでは、源光国の事例も挙げていたが、再検討すべき箇所があるため、本報告では割愛した。修士論文に向けて再考察する。
 - 為義の事件を担当していた源重時は表にもあるように、美濃源氏の祖であるが、当時は京武者として京都にも勢力を持っていた。美濃源氏の在京活動については前掲伊藤論文に詳しい。
 - 注 10 参照。
 - 九月二十六日条・十月五日条。
 - 『永久元年記』二十日条
 - 『中右記』『長秋記』四月一日条。
 - 『中右記』『長秋記』九日条。
 - 第一章参照。
 - 『殿曆』『中右記』同日条。
 - 『中右記』十八日条
 - 『中右記』同日条
 - 『中右記』『百鍊抄』同日条。
 - 永久二年一月二十七日に出発し、二月七日に京都に帰着。以下、伊勢使については戸田芳実「熊野・伊勢への旅」（前掲戸田論文所収）を参照した。
 - 弥永貞三「朝野群載」（『国史大系書目解題上巻』吉川弘文館、1971）によれば長承三年に完成。史料は『朝野群載』巻二二諸国雑事上「国務条々事書」四一条。なお上記戸田

氏論文では、同月十六日条で神宝を運ぶ衛士が濫行（旅人の物を奪う、路次の人家に押し入る）を働くのでこれを取り締まること、という点が指摘されている。「国務条々事書」

でも五条に「郎党徒類」の闘乱（人物の奪取、同僚との闘乱）を制止せよとの記述がある。路次の安全対策になるべき郎党が犯罪を働く、という意識があったか。

そめい ちか／お茶の水女子大学大学院 人間文化研究科 人文学専攻

表 永久二年条に見える武士

| 人名 | 出自 | 官位 | 備考 |
|-----|-----------|-------------------|--------|
| 平忠盛 | 伊勢平氏 | 検非違使 | 正盛の子 |
| 平正盛 | 伊勢平氏（正衡） | 備前守 | |
| 平宗盛 | 伊勢平氏（維盛） | 前下総守（上総介？） | |
| 平盛重 | 出自不詳 | 武者所・検非違使大夫尉 | 院北面 |
| 平盛基 | 伊勢平氏（維盛） | 検非違使右衛門尉 | |
| 平宗実 | | 検非違使・左衛門少尉正六位上 | |
| 平繁賢 | | 検非違使・右衛門少尉正六位上 | |
| 平為俊 | 出自不詳 | 検非違使（寛治6-永長1） | 院北面 |
| 源為義 | 河内源氏 | 左衛門少尉 | |
| 源光国 | 美濃源氏（国房流） | 前出羽守 | |
| 源行遠 | 清和源氏 | 従五位下検非違使左衛門尉（元永1） | 北面の武士か |